

## 第1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、部分開示とした決定は、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

### 1 開示の請求

審査請求人は、平成29年6月23日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、実施機関の教育長〇〇（以下「教育長」という。）の出張、旅行命令の解る全ての文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第7条第1項及び第11条第1項の規定より、教育長の旅行命令（依頼）簿（支出負担行為整理書（兼）支出調書）（以下「旅行命令簿」という。）（平成24年度及び平成25年度分）を対象文書として特定の上、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成29年8月22日付けで審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、平成29年10月3日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

平成26年1月15日付け旅行命令簿（以下「本件対象文書」という。）の「用務」欄のうち不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）に係る決定を取り消し、開示するよう求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教育長は、公用携帯電話を持参し、当日故〇〇葬儀に参列しており、公務であることは明白であり、私的な参列でない以上、開示しなければならない。
- (2) 弁明書によれば、公務として葬儀に参列したことを認めている。勝手に自由な判断で誰の葬儀でもいかなる旅行でも行える住民自治を害する教育長の行為が、私的制限や監視・検証が不可能となり、公正な支出をも害する違法行為も是正不可能となる。
- (3) 平成26年1月15日の用務を非公開にしながら、公務と公言し、全行程タクシー利

用を行っており、タクシー代金は不正利得に当たるが、返還した事実をも知り得ない。

- (4) これ以上の教育長の非公務による公費支出をさせないためにも、公務であるという以上、用務は全公開するべきである。
- (5) 全く「県政」と「県教育」と関連のない用務であることを否定する証拠や県民に説明した事実もない。
- (6) 弁明書によって、実施機関は、条例があっても教育長の判断で自由に不開示が可能であるとの条例の無効を宣言しているに等しい。
- (7) 以上により、本件対象文書の本件不開示部分は、全部開示すべきである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

条例では、不開示にしなければならない情報について、条例第10条第2号本文により「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ここにいう「個人に関する情報」について、条例の解釈運用基準（平成13年3月29日制定。以下「解釈運用基準」という。）では、「氏名、生年月日、年齢、住所、思想、信条、信仰、心身の状況、病歴、学歴、職歴、資格、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。」としており、個人の氏名は、「個人に関する情報」に該当する。

なお、同号で保護される「個人に関する情報」は、明文上、生存する個人に限定しておらず、本件のように、死者に関する情報も含まれる。

以上のことを踏まえた上で、さらに、本件不開示部分が、条例第10条第2号ただし書のイないしハに定める例外的に開示しなければならない情報に該当するか否かについて検討した結果、次のとおり判断した。

まず、本件不開示部分に係る個人（以下「特定故人」という。）の氏名は、公表、閲覧等を行うことが法令等によって規定されているものではなく、また、現在、何人も知り得る状態におかれている情報でもないため、条例第10条第2号ただし書のイの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」に該当するとはいえない。

また、同じく特定故人の氏名は、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」でもないことから、同号ただし書ロに該当するともいえない。

さらに、特定故人は、同号ただし書ハに規定する当該個人の「職務の遂行に係る情報」にも該当しない。

以上のことから、本件処分のうち審査請求のあった本件対象文書の「用務」欄で不

開示とした特定故人の氏名については、条例第10条第2号ただし書イないしハのいずれにも該当しないので、不開示とした判断は妥当である。

なお、教育長は、旅行命令に基づいて公務として葬儀に参列したものであるが、そのことをもって特定故人に関する情報を全て開示しなければならないものではない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、教育長の出張、旅行命令について分かる文書の開示を求めるものであり、実施機関は、平成24年度及び平成25年度の教育長の旅行命令簿を特定の上、教育長の自宅住所と本件対象文書の本件不開示部分について、条例第10条第2号の不開示情報に該当するとして本件処分を行った。

審査請求人は本件処分に対し、本件不開示部分を開示すべきと主張していると認められることから、以下、本件不開示部分の条例第10条第2号該当性について検討する。

### 2 条例第10条第2号該当性について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

実施機関は、本件不開示部分に係る用務は個人の葬儀への参列であり、特定故人の氏名は、条例第10条第2号に規定する特定の個人が識別される情報であり、同号のただし書のいずれにも該当しないことから不開示とした旨説明する。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、「用務」欄には教育長の旅行命令の用務として特定故人の氏名とともにその葬儀に参列したことが記載されており、本件不開示部分が当該特定故人の氏名であることを確認した。

実施機関によれば、条例に規定する「個人に関する情報」について、明文上、生存する個人に関する情報であるとの規定はなく、また、死者は自己に関する個人情報の開示請求権を行使し得ないことは自明であるが、実施機関の個人情報の取扱いについて規定した広島県個人情報保護条例の解釈運用基準（平成13年3月29日制定）では、死者の個人情報についても個人情報の定義に含めることとしていること、死者の個人情報の開示が親族等関係者の権利利益やプライバシー侵害になりうることなどを踏まえ、実施機関においては、従前より死者の個人情報についても保護の対象としている

ということであった。

そうすると、本件不開示部分は特定の個人が識別される情報であり、条例第10条第2号本文に該当するものと認められる。また、特定故人が亡くなったことは、一般に公表、閲覧等を行うことが法令等に規定されている事実はなく、本件請求のあった時点で何人も知り得る状態におかれている事実も認められないことから、本件不開示部分は、法令等の規定により又は慣行により公にされている情報であるとはいえず、同号ただし書イに該当するものとは認められない。

さらに、特定故人の氏名が同号ただし書ロに該当しないことは明らかであり、また、当該特定故人が亡くなったことは、同号ただし書ハに規定する「職務の遂行に係る情報」とは認められない。

したがって、特定故人の氏名は、条例第10条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、実施機関がこれを不開示とした本件処分は妥当である。

なお、本件対象文書は、教育長が公務として行った出張、旅行に係る支出の状況を示す文書でもあり、教育長の支出については、その透明性の確保が図られるべきものである。実施機関では、食糧費の支出に関する行政文書の開示基準（平成14年広島県教育委員会公告）により、教育長の食糧費については、一定の基準の下、一部の例外を除き、支出の相手方の所属名・職名・氏名といった個人に関する情報を開示することとしている。そうすると、実施機関による裁量的開示を許容する条例第12条の趣旨に照らしても、教育長の出張、旅行の用務に関する情報について、個人に関する情報に該当すれば直ちに開示することができないとすることには、審査請求人の指摘する、県民による公正な支出の監視の必要性を考慮すると、納得しがたいものが残る。そこで、実施機関においても、その裁量権の適切な行使による開示に向けて、その具体的範囲、方法等を更に検討していくことが期待される。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
30. 3. 12	・ 諮問を受けた。
30. 7. 30 (平成 30 年度第 4 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
30. 8. 27 (平成 30 年度第 5 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 ( 部 会 長 )	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授